

税務情報

国税庁からの公表情報 — 2025 年度税制改正関連情報

1. 「グローバル・ミニマム課税への対応に関する改正のあらまし (2)」の公表

2021 年 10 月に OECD/G20 の BEPS 包摂的枠組みにおいて合意されたグローバル・ミニマム課税へ対応するため、2023 年度税制改正では、グローバル・ミニマム課税の 3 つのルールのうち所得合算ルール (Income Inclusion Rule) に係る法制化として、「各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税」等が創設されました。また、2025 年度税制改正では、残り 2 つのルールである軽課税所得ルール (Undertaxed Profits Rule) 及び国内ミニマム課税 (Qualified Domestic Minimum Top-up Tax) に係る法制化として、「各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税」及び「各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税」等が創設されるとともに、「各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税」等について見直しが行われました。さらに、グローバル・ミニマム課税の導入に伴い、対象企業に追加的な事務負担が生じること等を踏まえた外国子会社合算税制等の見直しのほか、所要の見直しも行われています。

これを受け、国税庁は 4 月 25 日、2025 年度税制改正におけるグローバル・ミニマム課税への対応に関する改正内容のうち主要な項目等について解説する以下のパンフレットを公表しました。

■ [グローバル・ミニマム課税への対応に関する改正のあらまし \(2\)](#) (PDF 1,905KB)

このパンフレット (全 15 ページ) では、以下の内容が多く図表とともに整理・解説されています。特に、(1) 及び (2) については、そのポイントとなる事項が網羅的にまとめられています。

- (1) 各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税の創設
- (2) 各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税の創設
- (3) 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税の見直し等
- (4) 情報申告制度の見直し等
- (5) 外国子会社合算税制等の見直し

なお、上記のパンフレットは、国税庁のウェブサイトの「[グローバル・ミニマム課税関係](#)」の「[グローバル・ミニマム課税とは \(パンフレット等\)](#)」(グローバ

ル・ミニマム課税の概要等)に掲載されています。

2. 「令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について」のページの開設

2025年度税制改正により、所得税の基礎控除及び給与所得控除の見直し、特定親族特別控除の創設並びに扶養親族等の所得要件の改正が行われました。これらの改正は、原則として、2025年12月1日に施行され、2025年分以後の所得税について適用されるため、2025年12月に行う年末調整など、2025年12月以後の源泉徴収事務に変更が生じることとなります。

これを受け、国税庁は4月25日、上記改正の概要や源泉徴収事務に関して、国税庁が提供している情報を入手・閲覧することができる「[令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について](#)」というページを開設しました。現在、たとえば以下の情報が掲載されています。(本ページは随時最新情報に更新されるとのことです。)

■ パンフレット

[令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について（源泉所得税関係）](#) (PDF 861KB)

このパンフレット(全11ページ)は以下の4つの項目から構成されています。

- (1) 改正の概要
- (2) 令和7年分の年末調整における留意事項
- (3) 令和8年分以後の給与の源泉徴収事務における留意事項
- (4) 公的年金等の源泉徴収事務における留意事項

なお、2025年分の年末調整の詳しい事務の内容については、8月末頃から国税庁ホームページに随時掲載される予定とのことです。

■ 各種様式

上記の改正に伴い様式の変更が予定されている年末調整関係書類の一覧が掲載されています。なお、各様式は国税庁ホームページに6月末頃に掲載される予定とのことですが、一部については変更内容の説明とその様式案が「[変更を予定している年末調整関係書類（事前の情報提供）](#)」に掲載されています。

■ よくある質問 (FAQ)

現在準備中ですが、5月末頃掲載される予定とのことです。

2025年度税制改正の情報については2024年12月26日発行のTax Newsletter「[2025年度税制改正大綱](#)」(PDF 658KB)及び2025年3月6日発行のTax Newsletter「[2025年度税制改正法案 基礎控除の引上げに係る修正案](#)」(PDF 247KB)をご参照ください。

KPMG 税理士法人

〒106-6012

東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー

TEL: 03-6229-8000

FAX: 03-5575-0766

〒530-0005

大阪府大阪市北区中之島2-2-2 大阪中之島ビル15F

TEL: 06-4708-5150

FAX: 06-4706-3881

〒450-6426

愛知県名古屋市中村区名駅3-28-12

大名古屋ビルヂング26F

TEL: 052-569-5420

FAX: 052-551-0580

〒600-8216

京都市下京区塩小路通西洞院東入東塩小路町843-2

日本生命京都ヤサカビル7F

TEL : 075-353-1270

FAX : 075-353-1271

〒730-0031

広島県広島市中区紙屋町2-1-22

広島興銀ビル7F

TEL: 082-241-2810

FAX: 082-241-2811

〒810-0001

福岡県福岡市中央区天神1-12-14

紙与渡辺ビル8F

TEL: 092-712-6300

FAX: 092-712-6301

info-tax@jp.kpmg.com
kpmg.com/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2025 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.